

道路交通法改正！！

危険な自転車の運転 していませんか？



道路交通法改正により、
罰則が強化され、**取締り・刑事罰**の対象になります！

ながらスマホ

違反者
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転

違反者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

こんな運転も

していませんか？

信号無視



傘差し運転



交通ルールを守ることが、命を守ります！



指定場所一時不停止



二人乗り

この他の違反行為についても、
自転車の違反も**2年以内に罰則が強化され、取締りの対象**になります。

自転車損害賠償責任保険等に加入をお願いします！！

山梨県自転車条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されています。全国では1億円近い損害賠償の請求事例が発生していますので、自転車利用者の方は、自転車保険の加入をお願いします。